

障害児虐待防止のための指針

法人名：有限会社佐野正福祉開発

事業所名：シリビアンスパレクセンター真
地

1 事業所における虐待防止に関する基本的な考え方

有限会社佐野正福祉開発が運営する障害児通所支援事業では、障害者虐待防止法及び児童虐待防止法の理念に基づき、利用者の尊厳の保持・人格の尊重を重視し、利用者的人権の擁護、虐待の防止等の目的のため、利用者に対する虐待の禁止、虐待の予防及び早期発見のための措置等を定め、全ての職員がこれらを認識し、本指針を遵守して福祉の増進に努める。施設内における虐待を防止するために、職員へ研修を実施する。

2 虐待防止委員会その他施設内の組織に関する事項

- ・ 虐待防止委員会の設置 虐待防止に努める観点から、「障害児虐待防止委員会」を設置する。なお、本委員会の委員長は管理者とし、児童指導員を「虐待防止に関する措置を適切に実施するための担当者、委員」とする。委員会は、委員長が招集する。（年1回以上）令和7年度から3月毎に開催すること。「障害児虐待防止委員会」は「身体拘束適正化委員」と一緒に開催を行う。

設置目的

- ・ 虐待の防止のための指針及び対応マニュアルの整備、見直し
 - ・ 虐待防止のための職員研修の内容についての検討
 - ・ 虐待等について、職員が相談・報告できる体制整備の構築
 - ・ 虐待等を把握した場合の通報及び再発防止策の実施検討
 - ・ 当法人外で発生した虐待等事例について、関係機関との連携に関する情報共有。
 - ・ 再発防止策を講じた際に、その結果についての評価。
 - ・ 虐待早期発見チェックリストを使用し虐待の早期発見に努める。
-
- ・ 虐待防止に関する責務等 虐待防止に関する統括責任者は委員長を行い、担当者は児童指導員、委員とする。障害児虐待防止に関する担当者は、本指針及び委員会で示す方針等に従い虐待の防止を啓発、普及する為の職員に対する研修の実施を図るとともに、日常的な虐待の防止等の取り組みを推進する。また、担当者は虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、虐待の早期発見に努めなければならない。なお、虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。

3 虐待防止のための職員研修に関する基本指針

職員に対する虐待防止のための研修の内容は、虐待等の防止に関する基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであり、虐待の防止を徹底する。

- ・虐待防止法の基本的考え方の理解
- ・虐待の種類と発生リスクの事前理解
- ・発生した場合の改善策等 実施は、年1回以上実施する。また、新規採用時には必ず虐待防止のための研修を実施する。 研修の実施内容については、車内研修もしくは動画研修等にて実施し紙面に保存する。

4 施設内で発生した虐待の報告方法等の方策に関する基本方針

職員等が他の職員等による利用者への虐待を発見した場合、担当者に報告及び市町村へ通報をする。 担当者は、職員からの報告があった場合には、報告を行った者の権利が不当に侵害され いよう細心の注意を払った上で、虐待等を行った當人に事実確認を行う。

虐待者が担当者の場合は、委員長が代行する。また、必要に応じ関係者から事情を確認し、これら確認の経緯は時系列で概要を整理する。 事実確認の結果、虐待等の事象が事実であることが確認された場合には、當人に対応改善を求め、就業規則等に則り必要な措置を講じる。 上記の対応を行ったにもかかわらず、善処されない場合や緊急性が高いと判断される場合は、市町村の窓口等外部機関に相談する。 事実確認を行った内容や、虐待等が発生した経緯を踏まえ、委員会において当該事案がなぜ発生したかを検証し、原因の除去と再発防止策を作成し、職員に周知する。 施設内で虐待等の発生後、その再発の危険が取り除かれ再発が想定されない場合であっても、事実確認の概要及び再発防止策を併せて市町村に報告する。

5 虐待発生時の対応に関する基本方針

虐待等が発生した場合には、速やかに市町村に報告するとともに、その要因の除去に努める。 客観的な事実確認の結果、虐待者が職員等であったことが判明した場合には、役職位の如何を問わず、厳正に対処する。 また、緊急性の高い事案の場合には、市町村及び警察等の協力を仰ぎ、被虐待者の権利と生命の保全を優先とする。

6 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針

当施設の虐待防止のための指針は、利用者及び家族等が確認できるように、当法人のホームページに公表する。

7 その他虐待防止の適正化の推進のために必要な基本方針

その他の相談については、担当者は寄せられた内容について統括責任者に報告する。窓口に寄せられた内容は、相談者の個人情報の取扱いに留意し、当該者に不利益が生じないよう、細心の注意を払い実施する。対応の流れは、上述の「4施設内で発生した虐待の報告方法等の方策に関する基本方針」によるものとし実施する。担当者に寄せられた内容は、相談者にその対応のプロセスと最終結果報告をする。

委員会の構成と役割

- ・障害児虐待防止法委員会の委員長 …… 管理者または児童発達支援管理責任者
- ・障害児虐待防止対策の担当者 …… 児童指導員または保育士
- ・各担当職員のチェックリスト、ヒヤリハット事例の報告
- ・分析 …… 児童指導員、その他職員

附則 この指針は、令和5年4月1日より施行する

令和7年4月1日改正